

南相馬市馬事公苑条例

平成18年1月1日

条例第202号

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条第1項の規定に基づき、馬事振興及び市民の体育並びにスポーツの普及に資するため、馬事施設(以下「施設」という。)を設置する。

(名称、位置及び種類)

第2条 施設の名称、位置及び種類は、次のとおりとする。

名称 南相馬市馬事公苑

位置 南相馬市原町区片倉字畦原4番地の1

種類 障害馬術馬場 馬場馬術馬場 第1円馬場 第2円馬場 走路 直線坂路 野外走路 第1放牧地 第2放牧地 覆馬場 第1厩舎 第2厩舎 審判棟 宿舎 診療所 飼料庫 敷料庫 馬洗場 馬糞置場 管理事務所(会議室・研修室) 障害収納庫 車庫 馬とのふれあい広場 みどりの広場

(指定管理者による管理)

第3条 市長は、指定管理者(法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に施設の管理を行わせるものとする。

(指定管理者の業務の範囲)

第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 施設の管理及び運営に関する業務
- (2) 施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) 施設の利用許可等に関する業務
- (4) 利用に係る料金(以下「利用料金」という。)の徴収に関する業務
- (5) 利用料金の減額及び免除に関する業務
- (6) 前各号に掲げるもののほか、施設の管理運営上市長が必要と認める業務

(指定管理者の公募)

第5条 市長は、指定管理者に施設の管理を行わせようとするときには規則で定める事項を明示して、指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体(以下「団体」という。)を公募しなければならない。ただし、施設の適正な管理を確保するため市長が特に認めたときは、この限りではない。

(指定管理者の指定の手續)

第6条 指定管理者の指定を受けようとする団体は、申請書に規則で定める書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書を受理したときは、南相馬市指定管理者選定審査委員会において、次に掲げる基準を総合的に審査し、最も適切な管理を行うことができると認める団体を指定管理者の候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者に指定するものとする。

- (1) 市民の平等な利用を確保することができるものであること。

- (2) サービスの向上を図ることができるものであること。
- (3) 施設の管理に係る経費の縮減を図ることができるものであること。
- (4) 施設の管理を安定して行うための物的能力及び人的能力を有するものであること。
- (5) 地域住民、団体や行政との連携を図ることができるものであること。
- (6) 業務上知り得た個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。第8条及び第27条において同じ。）を漏らし、又は不当な目的に使用しない体制が整備されているものであること。
- (7) その他公の施設の性質又は目的に応じて市長が定める基準
（指定管理者の指定等の公告）

第7条 市長は、前条の規定により指定管理者を指定したとき、又は第12条第1項の規定により、指定の取消し若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、遅滞なくその旨を公告しなければならない。

（管理の基準）

第8条 指定管理者は、次に掲げる基準により、施設の管理に関する業務を行わなければならない。

- (1) この条例の規定を遵守し、適正な施設の運営を行うこと。
- (2) 利用者に対して公平かつ適切にサービスの提供を行うこと。
- (3) 個人情報の漏えいの防止、その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずること。
- (4) 施設又は設備器具の維持管理を適切に行うこと。

（協定の締結）

第9条 指定管理者の指定を受けた団体は、市長と施設の管理に関し、規則で定める事項を記載した協定を締結しなければならない。

（事業報告書の作成及び提出）

第10条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において第12条第1項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

- (1) 管理業務の実施状況及び利用状況に関する事項
- (2) 利用料金の収入の実績に関する事項
- (3) 管理経費の収支状況に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者による施設の管理の実態を把握するために必要なものとして市長が定める事項

（業務報告の聴取等）

第11条 市長は、施設の管理の適正を期するため必要と認めるときは、指定管理者に対し、その管理の業務、経理の状況等について報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示を行うことができる。

（指定の取消し等）

第12条 市長は、指定管理者が前条の指示に従わないとき、又はその他指定管理者の責めに帰すべき理由により当該指定管理者による施設の管理を継続できないと認めるときは、その指定を取り消し、又は管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 前項の規定により指定を取り消し、又は業務の停止を命じた場合においては、指定管理者に損害が生じても、市長は、その賠償の責めを負わない。

(休苑日)

第13条 施設の休苑日は、次のとおりとする。

(1) 月曜日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときは、その日後において、最も近い休日、日曜日又は土曜日でない日)

(2) 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者が特に必要と認めるときは、市長の承認を得て、休苑日を変更し、又は臨時に休苑日を定めることができる。

(開苑時間)

第14条 施設の開苑時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、指定管理者が特に必要と認めるときは、市長の承認を得て、これを変更することができる。

(利用の許可)

第15条 有料の施設を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。施設内に特別な設備をしようとする場合又は許可を受けた事項を変更しようとする場合も、同様とする。

2 指定管理者は、前項の許可に施設の管理上必要な条件を付することができる。

(利用許可の制限)

第16条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、施設の利用を許可しないことができる。

(1) 公益を害するおそれがあると認めるとき。

(2) 施設又は附属物等を損傷するおそれがあると認めるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、管理上支障があると認めるとき。

(物品販売等の許可)

第17条 施設の利用者(以下「利用者」という。)のうち、施設において次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

(1) 物品の販売その他これに類する行為

(2) 寄附の勧誘

(3) 広告物の掲示及び配布

(4) その他施設の目的外利用に関する行為

2 第15条第2項及び前条の規定は、前項の許可に準用する。

(許可の手続)

第18条 第15条第1項及び前条の許可の手続について必要な事項は、規則で定める。

(許可の取消し等)

第19条 利用者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、第15条第1項の規定による許可については指定管理者が、第17条第1項の規定による許可については市長が、その許可を取り消し、又は施設の利用を制限し、若しくは停止することができる。

- (1) 第16条各号のいずれかに該当したとき。
- (2) この条例に違反し、又はこの条例に基づく規則に従わないとき。
- (3) 偽りその他不正な手段により利用許可を受けたとき。
- (4) 利用許可の目的又は利用の条件に違反したとき。

2 前項の規定により利用者が損害を受けることがあっても、市長及び指定管理者はその責めを負わない。

(利用料金の納付等)

第20条 利用者は、指定管理者に対し、利用料金を納付しなければならない。

2 利用料金は、別表に定める金額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

3 利用料金は、前納とする。ただし、指定管理者が特に必要があると認める場合は、後納とすることができる。

(利用料金の収入)

第21条 利用料金は、指定管理者の収入として収受させるものとする。

(利用料金の減免)

第22条 指定管理者は、施設を公用、公共用又は公益事業の用に供する場合において、利用料金を納めさせることが適当でないとき、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の不返還)

第23条 既納の利用料金は、返還しない。ただし、指定管理者が特別な理由があるとき、その利用料金の全部又は一部を返還することができる。

(利用権の譲渡等の禁止)

第24条 利用者は、利用の権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(原状回復の義務)

第25条 利用者は、施設の利用が終了したとき、又は第19条第1項の規定により利用を停止され、若しくは利用の許可を取り消されたときは、直ちに施設、設備等を原状に回復しなければならない。

2 利用者が前項の規定による義務を履行しないときは、指定管理者又は市においてこれを執行し、その費用を利用者から徴収することができる。

(損害賠償)

第26条 指定管理者及び利用者は、故意又は過失により、施設、設備、備品等をき損し、又は滅失したときは、それによって生じた損害額を市に賠償し、又はこれを原状に回復しなければならない。ただし、市長が特別な事情があるとき、この限りではない。

(個人情報の安全管理及び秘密保持義務)

第27条 指定管理者及び施設の管理に従事している者(以下「従事者」という。)は、個

個人情報の保護に関する法律第66条第2項の規定により準用する同条第1項の規定により指定管理者が公の施設の管理の業務を行う場合における個人情報の取扱いについて講ずる安全管理措置を確実に実施するとともに、施設の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者がその職を退いた後においても、同様とする。

(市長による管理)

第28条 第13条から第16条まで、第19条、第20条、第22条、第23条、第25条、第26条及び別表の規定は、指定管理者に代わって、市長が施設の管理を行う必要が生じた場合について準用する。この場合において、これらの規定中「利用料金」とあるのは「使用料」と、第13条から第16条まで及び第19条第1項中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第19条第2項中「市長及び指定管理者」とあるのは「市長」と、第20条第1項及び第3項中「指定管理者」とあるのは「市長」と、同条第2項中「金額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする」とあるのは「額とする」と、第22条及び第23条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第25条第2項中「指定管理者又は市」とあるのは「市」と、第26条中「指定管理者及び利用者」とあるのは「利用者」と、別表備考1及び3中「指定管理者」とあるのは「市長」と読み替えるものとする。

(委任)

第29条 この条例に定めるもののほか、施設の利用に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の原町市馬事公苑条例(平成6年原町市条例第26号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成20年条例第39号)

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 指定管理者の指定のために必要な行為は、この条例の施行前においても、改正後の南相馬市馬事公苑条例(以下「改正後の条例」という。)の例により行うことができる。

3 この条例の施行前に改正前の南相馬市馬事公苑条例の規定によりなされた申請、処分その他の行為でこの条例の施行の際現に効力を有するものは、改正後の条例の相当規定によりなされた申請、処分その他の行為とみなす。

(南相馬市障がい者の利用に係る公の施設の使用料又は利用料金の免除に関する条例の一

部改正)

- 4 南相馬市障がい者の利用に係る公の施設の使用料又は利用料金の免除に関する条例(平成18年南相馬市条例第123号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則(平成20年条例第58号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成23年条例第26号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(南相馬市スポーツセンター条例等の一部改正に伴う経過措置)

- 7 この条例の施行前に、第3項から前項までの規定による改正前の南相馬市スポーツセンター条例、南相馬市馬事公苑条例、南相馬市民文化会館条例及び南相馬市鹿島B&G海洋センター条例の規定によりなされた申請、処分その他の行為でこの条例の施行の際現に効力を有するものは、改正後の南相馬市スポーツセンター条例、南相馬市馬事公苑条例、南相馬市民文化会館条例及び南相馬市鹿島B&G海洋センター条例の相当規定によりなされた申請、処分その他の行為とみなす。

附 則(令和5年3月28日条例第2号抄)

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

別表(第20条関係)

(1) 個人利用料金

区分	単位	利用料金
学生以下	2時間	1回券 100円
		12回券 1,000円
	半日又は夜間1回につき	1回券 300円
		12回券 3,000円
一般	2時間	1回券 200円
		12回券 2,000円
	半日又は夜間1回につき	1回券 610円
		12回券 6,100円

(2) 貸切り利用料金

区分	単位	利用料金	単位	利用料金
全面	1日につき	50,970円	半日につき	25,480円
障害馬術馬場	それぞれ1日につき	16,310円	それぞれ半日につき	8,150円
馬場馬術馬場				
走路				
直線坂路				
野外走路				

覆馬場				
放牧地	馬 1 頭 1 日につき	5 0 0 円	馬 1 頭 半 日 につき	2 5 0 円

(3) 厩舎等利用料金

区分	単位	利用料金
厩舎	1 馬房 1 日につき	5 0 0 円
	1 馬房 1 泊につき	1 , 0 1 0 円
馬洗場	馬 1 頭 1 回につき	2 0 0 円

(4) 宿舎利用料金

区分	単位	利用料金
学生以下	1 人 1 泊につき	1 , 0 1 0 円
一般	1 人 1 泊につき	2 , 0 3 0 円

(5) 会議室利用料金

区分	単位	利用料金
会議室	1 時間につき	3 0 0 円
研修室	1 時間につき	4 0 0 円

(6) 附属設備利用料金

区分	単位	利用料金
覆馬場の照明設備	1 時間につき 全灯	4 0 0 円
	1 時間につき 半灯	2 0 0 円
寝具	1 人 1 回につき	4 0 0 円

(7) その他の費用

区分	単位	費用
暖房費		燃料代として実費相当額
馬房敷料	1 回につき	実費相当額 (持ち込む場合を除く。)

備考

- 1 個人利用の場合のその利用できる施設は、指定管理者が指定した施設とする。ただし、夜間利用は、覆馬場に限るものとする。
- 2 全面とは、障害馬術馬場、馬場馬術馬場、走路、直線坂路、野外走路、覆馬場とする。
- 3 放牧地の利用場所は、指定管理者が指定する場所とする。
- 4 夜間とは、午後 5 時から午後 9 時までの時刻をいい、1 日及び半日とは、利用期間の区分に応じ、それぞれ次のとおりとする。

利用期間	1 日	半日
4 月から 6 月まで	午前 5 時から午後 6 時まで	午前 5 時から午後 0 時まで又は午後 0 時から午後 6 時まで
7 月から 9 月まで	午前 5 時から午後 7 時まで	午前 5 時から午後 0 時まで又は午後 0 時から午後 7 時まで

10月から12月まで	午前6時から午後5時まで	午前6時から午後0時まで又は午後0時から午後5時まで
1月から3月まで	午前6時30分から午後5時まで	午前6時30分から午後0時まで又は午後0時から午後5時まで